

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

平成30年2月21日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務委託名 公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託
 - (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地
 - (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
 - (4) 業務概要 別添仕様書による
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 基本事項
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
 - ③ 公告日前日において平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分類）「02：機械設備保守点検」、取扱内容（細分類）「01：電気設備」及び「04：ボイラー設備」が登録されている者であること。
 - ④ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要綱第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
 - ⑦ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

(2) 同種業務の実績

公告の日から過去5年間に愛知県内の300床以上の病院において3年以上継続してコージェネレーション発電設備の保守点検業務の受託実績を有すること。

3 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び関係資料(以下「資格確認申請書」という。)を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年3月5日(月)に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知するものとする。

① 資格確認申請書の提出期間

平成30年2月21日(水)から平成30年2月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

② 時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

③ 提出書類

資格確認申請書及び 2一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(1)③及び(2)について明記した書類

提出場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係

⑥ その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 仕様書のうち図面、別添資料(以下「設計図書等」という。)の閲覧・配布

下記の期間、設計図書等を閲覧に供する。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して設計図書等を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

平成30年2月21日(水)から平成30年2月27日(火)まで(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時(正午から午後1時までを除く)

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係(閲覧・配布)

(4) 設計図書等に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成30年3月6日（火）午後4時とする。

(5) 設計図書等に関する質問回答

平成30年3月9日（金）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成30年3月15日（木） 午後1：30

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年3月14日（水）までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札書に記載すること。

(5) 業務委託費内訳書の提出は必要としない。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 契約

- (1) 契約書作成の要否
必要とする。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

14 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 本契約は、公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するものとする。なお、公立陶生病院組

合定例議会において当該契約に係る平成30年度以降の予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

1.5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係
瀬戸市西追分町160番地
電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

仕様書

1. 業務委託名
公立陶生病院コージェネレーション発電設備保守点検業務委託
2. 業務委託場所
公立陶生病院 瀬戸市西追分町 160 番地
3. 契約期間
平成30年4月1日～平成33年3月31日
4. 点検作業基準
別添の「点検表」による点検
5. 業務内容
 - (1) 別添「機器仕様」のコージェネレーション発電設備（三菱 SGP M450-W × 2 台）の保守点検
 - (2) 上記設備の保守対象機器及び点検基準の概要は別添「点検表」による。
 - (3) 定期 A 点検 2018 年 10 月（稼動時間 1, 000 時間）
定期 B1 点検 2019 年 3 月（稼動時間 2, 000 時間）
定期 A 点検 2019 年 10 月（稼動時間 3, 000 時間）
定期 B2 点検 2020 年 3 月（稼動時間 4, 000 時間）
定期 A 点検 2020 年 10 月（稼動時間 5, 000 時間）
定期 C 点検 2021 年 3 月（稼動時間 6, 000 時間）
NOX 測定 年 2 回 10 月、3 月
 - (4) 故障または緊急事態に備えて適切な処理が行えるよう、技術者の派遣 24 時間体制を確立しておくこと。また、障害発生の際の連絡を受けた場合は、1～1.5 時間以内に病院に到着し修理復旧を行うこと。
6. 点検者の資格
 - (1) 保守点検を行う者は自家用発電設備専門技術者（据付工事部門、保全部門）の資格を有していること。
7. その他
 - (1) 点検要員の規律及び危険負担については、請負者が一切の責任を負うも

のとする。

- (2) 点検中の事故等は、請負者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 部品交換を伴う修理が発生した場合は別途協議とする。
- (4) この仕様書に定めのないものについては、協議の上実施すること。
- (5) 本件に関して知り得た秘密を第3者に漏らし、又は利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (6) 点検は1台ずつ行いもう1台は稼働可能とすること。
- (7) 点検対象設備の各製造メーカーからの技術協力、及び交換部品のメーカー証明書が提出できること。